

せぜ拡大

審査型など3方式



総合評価委で新たな取り組みが了承

査する。間での情待てるよ回答のや場説明会報提供の検討を進技術的難上)の高談合を助組みなどとしてい

配慮、受向け、手評価を早年度総契の平均総は3点、1点、1.する。期の契約の前倒しし、簡易規模で施地が小さ

い工事(土木Dランクなど)について、実績重視型を適用・拡大。施工計画を省略し、▷工事成績評点▷表彰▷技術者表彰▷地域精通度一の評価のみで最大20点を加算していく。

施工体制審査・評価の迅速化も進める。低入札調査基準価格を下回った応募者に求める施工体制確認のための書類提出期限を3日、ヒアリングを実施する期間を5日以内(計8日以内)とし、速やかに審査。

昨年度から試行中の専門工事審査型、地元企業活用審査型、工事成績評定活用重視型は09年度にそれぞれ5~10件程度で適用。専門工事審査型と地元企業活用審査型は、基幹技能者など技術者資格の評価を検討するほか、提案した活用企業と契約できない場合のペナルティーを明確化する。

組大阪機械工場など荣誉

厚生労働省・大阪労働局

部長)▷藤井弘明(労災防止指導員、建設業労働災害防止協会大阪西分会副分会長、戸田建設大阪支店建築安全課長)▷森山幸二(淀川労働基準協会安全部会副部会長、ダイヘン十三事業所担当グループ長)▷山下昇(元労災防止指導員、元建設業労働災害防止協会淀川分会副分会長)▷森有三(元労災防止指導員、松尾橋梁堺工場安全衛生協力会安全担当)▷山口弘文(元羽曳野労働基準協会プレス部会長、ジェイテクノ国分工場長)

浜新築工化学大阪島)▷三設大阪支阪道路茄PC上部衛生部門工コーボ

建設業、安全文化への一歩

全5回

寄稿 日本シンクタンク社長 那須 顕一 ③

3回目の今回は、企業防衛の三つ目のポイント。「労災特別加入の徹底と、使用者賠償責任特約」についてです。

建設業の労災事故で、訴訟や賠償金額が高額になるケースは、いわゆる「一人親方」のように事業主や中小企業の役員でありながら現場作業に従事し、しかも現場労災の適用対象にならない方が被災された時が最も多いのです。

ある地方都市で、作業中に30代の男性作業員Aさん(一人親方)が、クレーン車につり上げられたゴンドラから転落、脊椎(せきつい)損傷による両下肢完全まひとなりました(後遺障害1級程度)。請負形態は

被災者手当てが万全＝企業防衛

労災特別加入の徹底と使用者賠償責任特約

「元請け→下請け→孫請け→Aさん(請負契約)」。しかし、Aさんは労災特別加入制度に未加入だったので、労働基準監督署から「労災不支給の決定通知」が。

そこでAさんは、元請けから孫請けまでの3社を相手に損害賠償請求を起しました。損害賠償の請求額は約1億7,000万円。もし、元請け企業はじめ、この事故にかかわる企業が「労災特別加入」を徹底して義務付けていたとしたら?労災からの給付金があるので、Aさんは安心して治療を受け、また元請け企業側は損害賠償の請求額を大幅に削減でき、双方にメリットがあったはず。

このような事態に備え、労災特別加入の徹底と同時に御社の加入されている損害保険に「使用者賠償責任特約」が付帯されているか否かを確認して下さい。この特約は、労災事故においての被災者が労災給付の無い一人親方でも、労災支給を決定された方でも、企業側の使用者賠償責任を問われた場合に、最高1億円までを補償してくれるのです。

被災者手当てが万全＝企業防衛となります。この不況下において、高額の損害賠償金を自社の内部留保から支払える企業は日本に何社あるのでしょうか?御社の保険にこの特約が付帯されていないければ、すぐに付帯を検討すべきでしょう。

次回は「都市型の事故」について。

それでは皆さま、どうぞご安全に!

▷日本シンクタンクホームページhttp://www.j-thinktank.com ※毎週金曜日掲載

職人の目線で取り組む

建 災 防 熱中症死者減へ
大 阪 等